

認定薬局説明会

令和3年5月25日(火)
佐賀県健康福祉部 薬務課

1

目次

1. 認定薬局の概要
2. 認定薬局申請手続き等について
3. 認定薬局申請書様式
4. 審査基準及び指導基準
5. 地域連携薬局の基準（認定基準適合表）
6. 専門医療機関連携薬局の基準（認定基準適合表）

1. 認定薬局の概要

2. 認定薬局申請手続き等について
3. 認定薬局申請書様式
4. 審査基準及び指導基準
5. 地域連携薬局の基準（認定基準適合表）
6. 専門医療機関連携薬局の基準（認定基準適合表）

3

特定の機能を有する薬局の認定

令和3年8月1日施行

地域連携薬局

入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局



専門医療機関連携薬局

がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局



※認定期間は、「1年間」。

※特定の機能を有していることを認定し、「名称表示」。

※患者が自身に適した薬局を選択できる。

4

1. 認定薬局の概要

2. 認定薬局申請手続き等について

3. 認定薬局申請書様式

4. 審査基準及び指導基準

5. 地域連携薬局の基準（認定基準適合表）

6. 専門医療機関連携薬局の基準（認定基準適合表）

5

申請手続き

地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の手続き方法（新規・更新）

▶▶▶【申請書類】

1. 申請書

2. 別紙「認定基準適合表」+添付書類

（令和3年1月29日付け薬生発第6号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）

3. 医師の診断書

（申請者（法人の場合は、薬事に関する業務に責任を有する役員）が、精神の機能障害により業務を適正に行うことができないおそれがある者である場合。）

4. 認定証（更新の場合のみ）

▶▶▶【手数料】

11,000円 佐賀県収入証紙

▶▶▶【提出場所】

佐賀県健康福祉部薬務課（佐賀市城内1-1-59）

▶▶▶【受付開始日】

令和3年6月予定（施行日：令和3年8月1日～）

▶▶▶【立入検査】

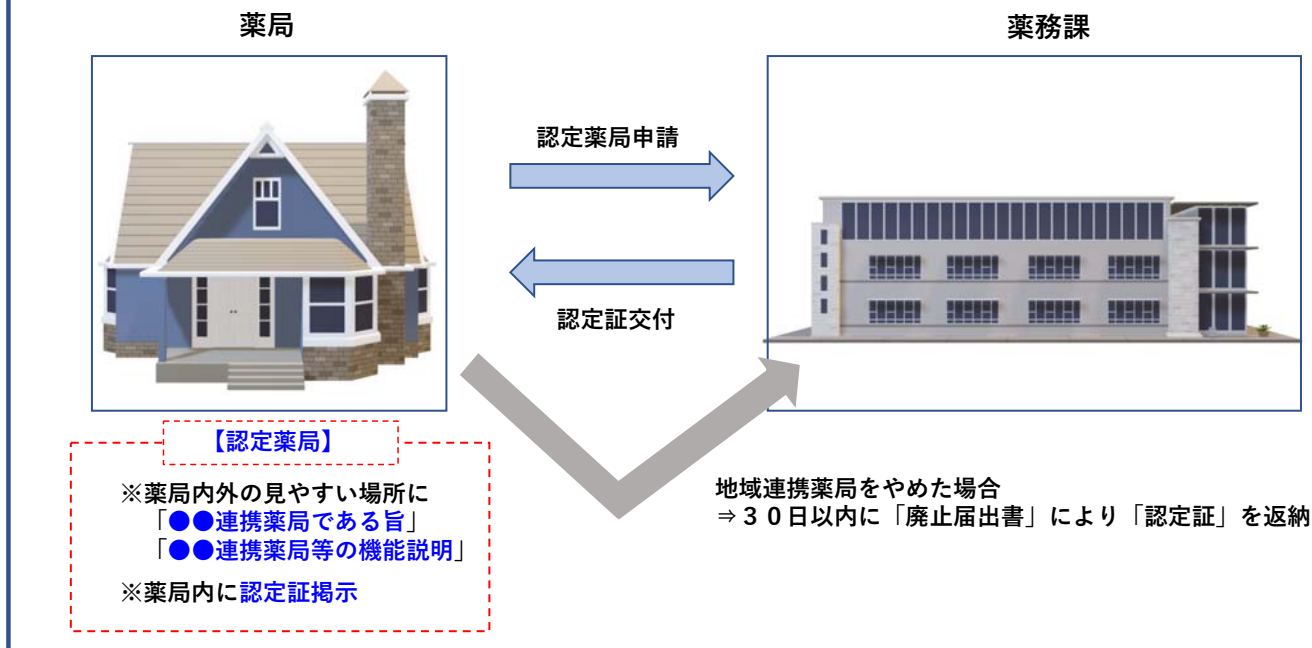
必要に応じて、通常監視等で確認。

6

申請の流れ

地域連携薬局・専門医療機関連携薬局申請の流れ

イメージ図



※認定申請又認定更新申請をしようとする場合は、[まずは早めの段階で薬務課へご相談ください。](#)

7

その他手続き

地域連携薬局・専門医療機関連携薬局のその他手続き

事由	認定証の記載事項に変更が生じた場合	認定証を紛失又は汚損した場合
手続き	【書換交付申請】	【再交付申請】
申請書類	1.申請書 2.認定証	1. 申請書 2. 認定証（汚損の場合）
手数料	2,000円 佐賀県収入証紙	2,900円 佐賀県収入証紙
窓口	佐賀県健康福祉部薬務課 住所：佐賀市城内1-1-59 電話：0952-25-7082	

8

その他手続き

地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の変更届

- 1.提出書類： 変更届 + 添付書類（下記参照）
- 2.提出場所： 佐賀県健康福祉部薬務課（佐賀市城内1-1-59） 電話：0952-25-7082
- 3.提出期限： 変更後30日以内
- 4.手数料： なし

地域連携薬局			
	変更事項	添付書類	
1	認定薬局開設者「氏名」及び「住所」 ※法人の場合 薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。	個人氏名	●戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
		個人住所	●不要
		法人名称	●登記事項証明書
		法人住所	●不要

専門医療機関連携薬局			
	変更事項	添付書類	
1	認定薬局開設者「氏名」及び「住所」 ※法人の場合 薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。	個人氏名	●戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
		個人住所	●不要
		法人名称	●登記事項証明書
		法人住所	●不要
2	専門性の認定を受けた薬剤師の氏名	●使用関係を証する書類 ●その他知事が必要と認める書類	

目次

1. 認定薬局の概要
2. 認定薬局申請手続き等について
- 3. 認定薬局申請書様式**
4. 審査基準及び指導基準
5. 地域連携薬局の基準（認定基準適合表）
6. 専門医療機関連携薬局の基準（認定基準適合表）

申請書等様式

地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の申請書様式（新規・更新）

▶▶▶【許可（更新）申請書】

様式第五の二（第十条の二関係）
地域連携薬局認定申請書

許可番号及び年月日	
薬局の名称	
薬局の所在地	
利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要	別紙のとおり
利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他者の医療提供施設と共有する体制の概要	別紙のとおり
地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための体制の概要	別紙のとおり
居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制の概要	別紙のとおり
（法人にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の名	
申請書に責任を有する役員（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の氏名	佐賀 太郎、佐賀 次郎

上記により、地域連携薬局の認定を申請します。

年 月 日

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
佐賀県知事 山口 祥義 殿

▶▶▶【認定基準適合表】

別添（一）
地域連携薬局 認定基準適合表

実施の対象期間： 年 月～ 年 月

1	利用者の服薬指導等に配慮した構造設備（第1項第1号） ・ 利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる設備 ・ 相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備	別紙 1
2	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備（第1項第2号） ※該当する項目をチェックすること □ 利用者の歩行や利用するエリア等を考慮して手すりを設置している。 □ 段差のない入口を設置している。 □ 車いすでも来局できる構造である。 □ その他高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備の具体的な構造	別紙 2
3	地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加（第2項第1号） ※過去1年間に参加した会議をチェックすること □ 市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議（主催者：） □ 介護支援専門員が主催するサービス担当者会議 □ 退院時カンファレンス（医療機関の名称：） □ その他の会議（具体的な会議の名称：）	
4	地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制（第2項第2号） 主な連携先の医療機関 名 称①： 所在地①： 名 称②： 所在地②：	
5	上記の報告及び連絡した実績（第2項第3号） 年間（ ）回（月平均（ ）回） うち、入院時（ ）回、外来受診時（ ）回、 退院時（ ）回、在宅訪問時（ ）回	別紙 3
6	他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制（第2項第4号） 利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し（該当部分）を添付	別紙 4
7	開店時間外の相談に対応する体制（第3項第1号） 開店時間 平日：～～ 土 曜：～～ 日 祝 日：～～ 相談できる連絡先や注意事項等の周知方法 ※該当する項目をチェックすること □ 文書により交付 □ 業務に記入	別紙 5

▶▶▶【添付書類】

別紙1

認定基準適合表の添付書類

【地域連携薬局】申請書様式（新規）

地域連携薬局認定申請書の書き方（新規）

様式第五の二（第十条の二関係）
地域連携薬局認定申請書

許可番号及び年月日	
薬局の名称	薬局開設許可情報を記載
薬局の所在地	
利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要	別紙のとおり
利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他者の医療提供施設と共有する体制の概要	別紙のとおり
地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための体制の概要	別紙のとおり
居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制の概要	別紙のとおり
（法人にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の名	佐賀 太郎、佐賀 次郎

※ 当該事実がないときは、「なし」と記載。
ただし、薬事責任役員（法人の場合）が複数名いるときは、「全員なし」と記載。

申請書に責任を有する役員（法人にあつては、薬事に関する業務）の氏名	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消の日から3年を経過していない者
	(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消の日から3年を経過していない者
	(3) 法第75条第4項又は第5項の規定によりその受けた認定を取り消され、その取消の日から3年を経過していない者
	(4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者
	(5) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者
	(6) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
	(7) 精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
	(8) 薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者



認定基準適合表

上記により、地域連携薬局の認定を申請します。

年 月 日

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

佐賀県知事 山口 祥義 殿

【専門医療機関連携薬局】申請書様式(新規)

専門医療機関連携薬局の書き方(新規)



※ 当該事実がないときは、「なし」と記載。
ただし、薬事責任役員(法人の場合)が複数名いるときは、「全員なし」と記載。

様式第五の三(第十条の三関係)

専門医療機関連携薬局認定申請書

許可番号及び年月日	
薬局の名称	薬局開設許可情報を記載
薬局の所在地	がん
法第6条の3第1項に規定する傷病の区分	佐賀 一郎
法第6条の3第2項第2号に規定する薬剤師の氏名	別紙のとおり
利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要	別紙のとおり
利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要	別紙のとおり
専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制の概要(法人にあつては)薬事に関する業務に責任を有する役員(氏名)	佐賀 太郎、佐賀 次郎

申請者(法人にあつては、薬事責任を有する役員を含む)の欠格事由	(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消の日から3年を経過していない者
	(2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消の日から3年を経過していない者
	(3)	法第75条第4項又は第5項の規定によりその受けた認定を取り消され、その取消の日から3年を経過していない者
	(4)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者
	(5)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者
	(6)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
	(7)	精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
	(8)	薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者
備考		

上記により、専門医療機関連携薬局の認定を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

佐賀県知事 山口 祥義殿

認定基準適合表

認定基準適合表様式

地域連携薬局「認定基準適合表」

別添(一)	地域連携薬局 認定基準適合表
実績の対象期間:	年 月 ~ 年 月
1	利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備(第1項第1号) ・ 利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる設備 ・ 相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備 別紙()のとおり
2	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備(第1項第2号) ※該当する項目をチェックすること <input type="checkbox"/> 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置している。 <input type="checkbox"/> 段差のない入口を設置している。 <input type="checkbox"/> 車いすでも来局できる構造である。 <input type="checkbox"/> その他高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備(具体的な構造:) 別紙()のとおり
3	地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加(第2項第1号) ※過去1年間に参加した会議をチェックすること <input type="checkbox"/> 市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議(主催者:) <input type="checkbox"/> 介護支援専門員が主催するサービス担当者会議(医療機関の名称:) <input type="checkbox"/> 退院時カンファレンス(医療機関の名称:) <input type="checkbox"/> その他の会議(具体的な会議の名称:)
4	地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制(第2項第2号) 主な連携先の医療機関 名称①: _____ 所在地①: _____ 名称②: _____ 所在地②: _____
5	上記の報告及び連絡した実績(第2項第3号) 年間()回(月平均()回) うち、入院時()回、外来受診時()回、退院時()回、在宅訪問時()回 別紙()のとおり
6	他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制(第2項第4号) 利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を示した手順書の写し(該当部分)を添付 別紙()のとおり
7	開店時間外の相談に対応する体制(第3項第1号) 開店時間 平日: ~ : 土曜: ~ : 日祝日: ~ : 相談できる連絡先や注意事項等の周知方法 ※該当する項目をチェックすること <input type="checkbox"/> 文書により交付 <input type="checkbox"/> 薬袋に記入 別紙()のとおり

専門医療機関連携薬局「認定基準適合表」

別添(二)	専門医療機関連携薬局(がん) 認定基準適合表
実績の対象期間:	年 月 ~ 年 月
1	利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備(第2項第1号) ・ 利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる個室等の設備 ・ 相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備 別紙()のとおり
2	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備(第2項第2号) ※該当する項目をチェックすること <input type="checkbox"/> 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置している。 <input type="checkbox"/> 段差のない入口を設置している。 <input type="checkbox"/> 車いすでも来局できる構造である。 <input type="checkbox"/> その他高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備(具体的な構造:) 別紙()のとおり
3	がん治療に係る医療機関との間で開催される会議への参加(第3項第1号) ・ 前号の医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制(第3項第2号) 主な連携先の医療機関 名称①: _____ 所在地①: _____ 名称②: _____ 所在地②: _____ 会議の名称: _____
4	上記の報告及び連絡した実績(第3項第3号) 過去1年間のがん患者総数()人 うち、がん治療に係る医療機関に勤務する薬剤師等に報告及び連絡した患者数()人 別紙()のとおり (参考)報告及び連絡した情報提供回数 年間()回
5	他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制(第3項第4号) 利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を示した手順書の写し(該当部分)を添付 別紙()のとおり
6	開店時間外の相談に対応する体制(第4項第1号) 開店時間 平日: ~ : 土曜: ~ : 日祝日: ~ : 相談できる連絡先や注意事項等の周知方法 ※該当する項目をチェックすること <input type="checkbox"/> 文書により交付 <input type="checkbox"/> 薬袋に記入 別紙()のとおり
7	休日及び夜間の調剤応答体制(第4項第2号) 薬局での対応時間 休日: ~ : 平日(休日): ~ : 地域の調剤応答体制がわかる資料を添付 別紙()のとおり (参考)過去1年間の調剤の実績()回

1. 認定薬局の概要

2. 認定薬局申請手続き等について

3. 認定薬局申請書様式

4. 審査基準及び指導基準

5. 地域連携薬局の基準（認定基準適合表）

6. 専門医療機関連携薬局の基準（認定基準適合表）

審査基準及び指導基準

地域連携薬局 審査基準及び指導基準（新規・更新）

地域連携薬局：入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局

審査基準	指導基準
<p>【地域連携薬局について】</p> <p>1. 薬局であつて、その機能が、医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設と連携し、地域における薬剤及び医薬品の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の認定を受けて地域連携薬局と称することができる。 (法第6条の2第1項)</p> <p>【構造設備】</p> <p>2. 構造設備が、薬剤及び医薬品について情報の提供又は薬学的知見に基づく指導を受ける者（次号及び次条第一項において「利用者」という。）の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。 (法第6条の2第1項第1号)</p> <p><利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備></p> <p>(1) 利用者（別表第1を除き、以下単に「利用者」という。）が座つて情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備を有すること。 (施行規則第10条の2第1項第1号)</p>	<p>2・(1)</p> <p>ア 「座つて情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる」とは、利用者がより丁寧な情報の提供等を受けることができることを目的としたものであり、薬局内の相談窓口、あらかじめ椅子等を備え付けておくことを想定している。</p> <p>ただし、やむを得ない場合には、次に示す措置を講ずることにより、あらかじめ椅子等を備え付けておくこともできる。</p> <p>(ア) 必要時には、いつでも薬局内の相談窓口椅子を備え付けられるようにしておくこと。</p> <p>(イ) 利用者が座つて情報の提供等を受けられる旨を見やすい場所に掲示する等の周知措置を講ずること。</p> <p>イ 「間仕切り等で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備」とは、相談カウンターにパーテーション等を備え付けること等を想定しているが、単にパーテーションを設置すればよいというものではなく次の点に留意すること。</p> <p>(ア) 相談できるスペースを十分確保してあること。</p> <p>(イ) 利用者の目線や動線に配慮した配置とすること。(通常、従業員休憩室や医薬品倉庫等に設置することは想定されないものであること。)</p>

審査基準	指導基準
<p>専門医療機関連携薬局：がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局</p> <p>【専門医療機関連携薬局について】</p> <p>1. 薬局であつて、その機能が、医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設と連携し、薬剤の適正な使用の確保のために専門的な薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働省令で定めるがんその他の癌種の区分ごとに、その所在地の都道府県知事の認定を受けて専門医療機関連携薬局と称することができる。（法第6条の3第1項）</p> <p>2. 法第6条の3第1項の厚生労働省令で定める癌種の区分は、がんとする。（規則第10条の3第1項）</p> <p>【構造設備】</p> <p>3. 構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。（法第6条の3第1項第1号）</p> <p><利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備></p> <p>（1）利用者が座つて情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる個室その他のプライバシーの確保に配慮した設備を有すること。（規則第10条の3第2項第1号）</p>	<p>3・（1）</p> <p>ア 「座つて情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる」とは、利用者がより丁寧な情報の提供等を受けることができることを目的としたものであり、薬局内の相談窓口、あらかじめ椅子等を備え付けておくことを想定している。</p> <p>ただし、やむを得ない場合には、次に示す措置を講ずることにより、あらかじめ椅子等を備え付けておくこともできる。</p> <p>（ア） 必要時には、いつでも薬局内の相談窓口椅子を備え付けられるようにしておくこと。</p> <p>（イ） 利用者が座つて情報の提供等を受けられる旨を見やすい場所に掲示する等の周知措置を講ずること。</p> <p>イ 「個室その他のプライバシーの確保に配慮した設備」とは、薬局内において、個室の相談窓口などを想定しているが、次の点に留意すること。</p> <p>（ア） 他の利用者から見えない又は見えにくい構造になっていること。</p> <p>（イ） 相談できるスペースを十分確保してあること。</p>

目次

1. 認定薬局の概要

2. 認定薬局申請手続き等について

3. 認定薬局申請書様式

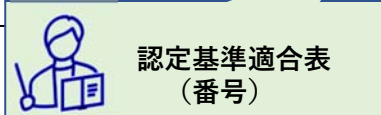
4. 審査基準及び指導基準

5. 地域連携薬局の基準（認定基準適合表）

6. 専門医療機関連携薬局の基準（認定基準適合表）

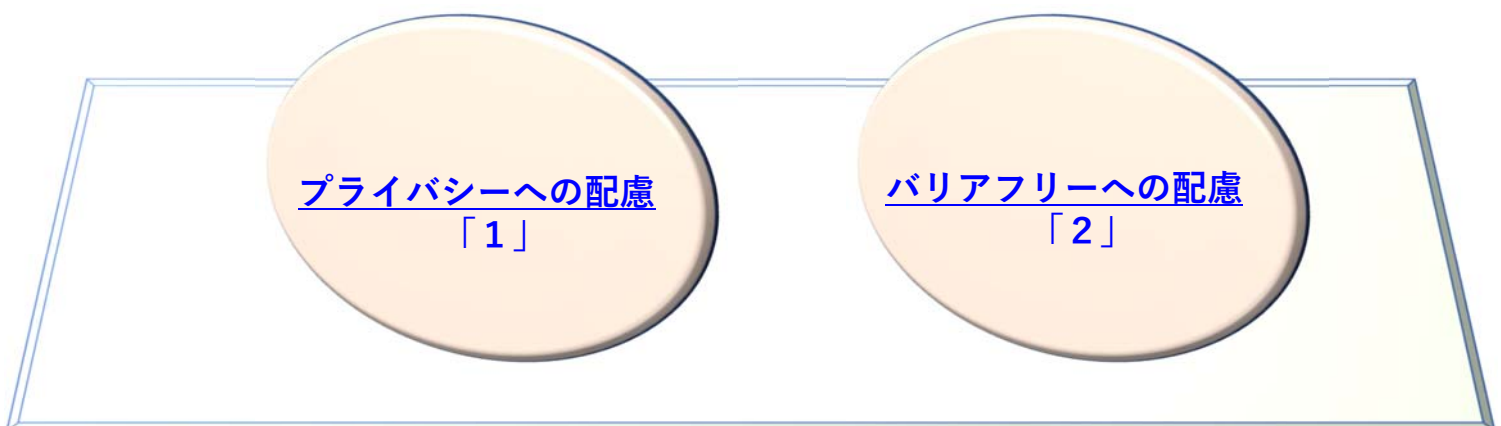
地域連携薬局の基準(概要)

	法律	省令
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備 1 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置 2 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制 3 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加 4 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 5 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績） 6 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	地域の他の医療提供施設と連携しつつ利用者に安定的に薬剤等を提供する体制 7 開店時間外の相談応需体制の整備 8 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 9 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備 10 麻薬の調剤応需体制の整備 11 無菌製剤処理を実施できる体制の整備（他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。） 12 医療安全対策の実施 13 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 13 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置 14 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施 15 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績
4	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	在宅医療に必要な対応ができる体制 16 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績） 17 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制



地域連携薬局(基準)

1. 【構造設備】



利用者が安心して相談できる環境を確保することを求めているもの。

薬剤師がより丁寧に服薬指導等を実施することにも資するもの。

【認定基準適合表】 (抜粋)

<p>1 利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備 (第1項第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる設備 ・ 相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備 	<p>別紙 () のとおり</p>
--	--------------------

該当する設備について、構造がわかる図面、写真等を添付。

【審査基準及び指導基準】

やむを得ない場合には、次に示す措置を講じることにより、あらかじめ椅子等を備え付けなくてもできる。
 (ア) 必要時には、いつでも薬局内の相談窓口椅子を備え付けられるようにしておくこと。
 (イ) 利用者が座って情報の提供等を受けられる旨を見やすい場所に掲示する等の周知措置を講じること。

利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備を有すること。(規則第10条の2第1項第1号)

「間仕切り等で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備」とは、相談カウンターにパーティション等を備え付けること等を想定。

ただし、単にパーティションを設置すればよいというのではなく次の点に留意する必要がある。

- (ア) 相談できるスペースを十分確保してあること。
- (イ) 利用者の目線や動線に配慮した配置とすること。
(通常、従業員休憩室や医薬品倉庫等に設置することは想定されないものであること。)
- (ウ) 他の利用者の待合場所及び相談窓口から距離を離すこと。
- (エ) その他利用者のプライバシーに配慮した設備を必要に応じて有すること。

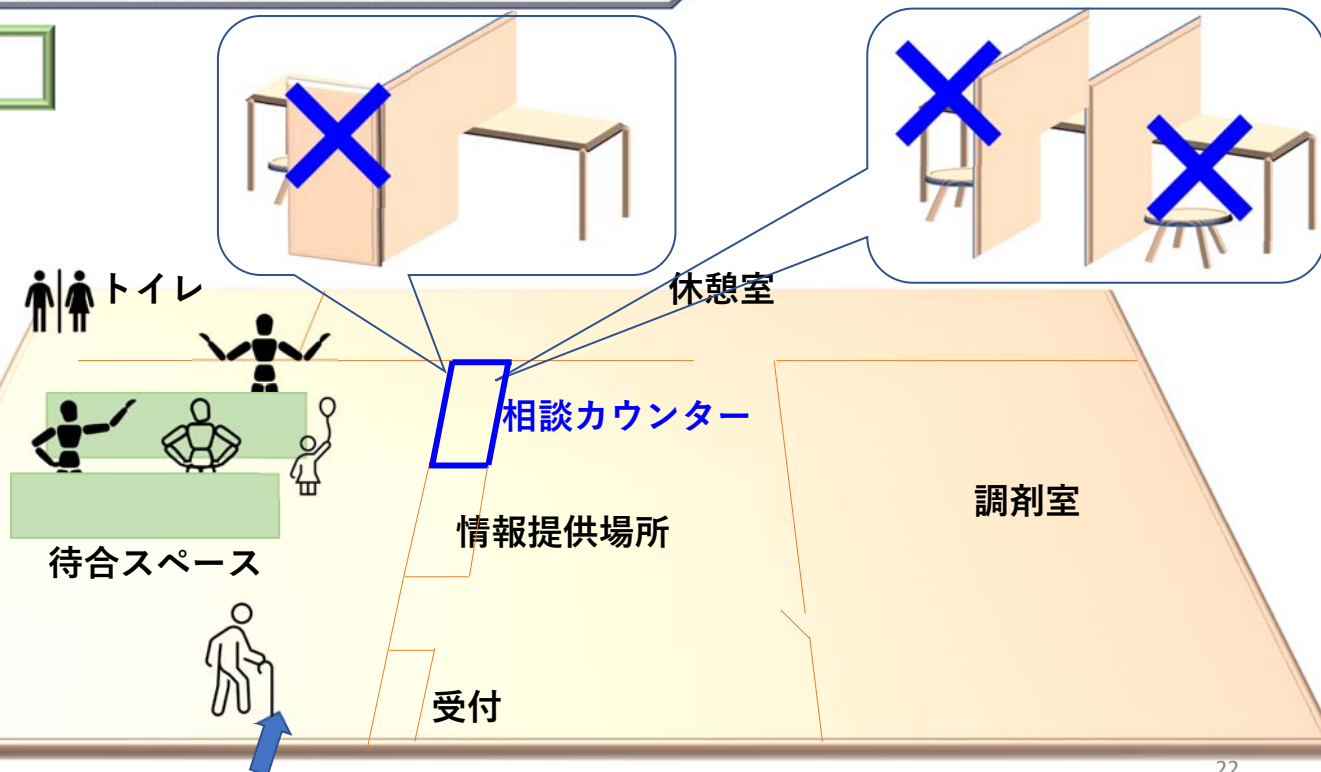
21

本規定は、薬局の状況に応じて、様々な対応が考えられる。

相談カウンターにパーティション等を備え付けること等を想定。
 ただし、単にパーティションを設置すればよいというのではなく次の点に留意する必要がある。

- (ア) 相談できるスペースを十分確保してあること。
- (イ) 利用者の目線や動線に配慮した配置とすること。
(通常、従業員休憩室や医薬品倉庫等に設置することは想定されないものであること。)
- (ウ) 他の利用者の待合場所及び相談窓口から距離を離すこと。
- (エ) その他利用者のプライバシーに配慮した設備を必要に応じて有すること。

【例1】



22

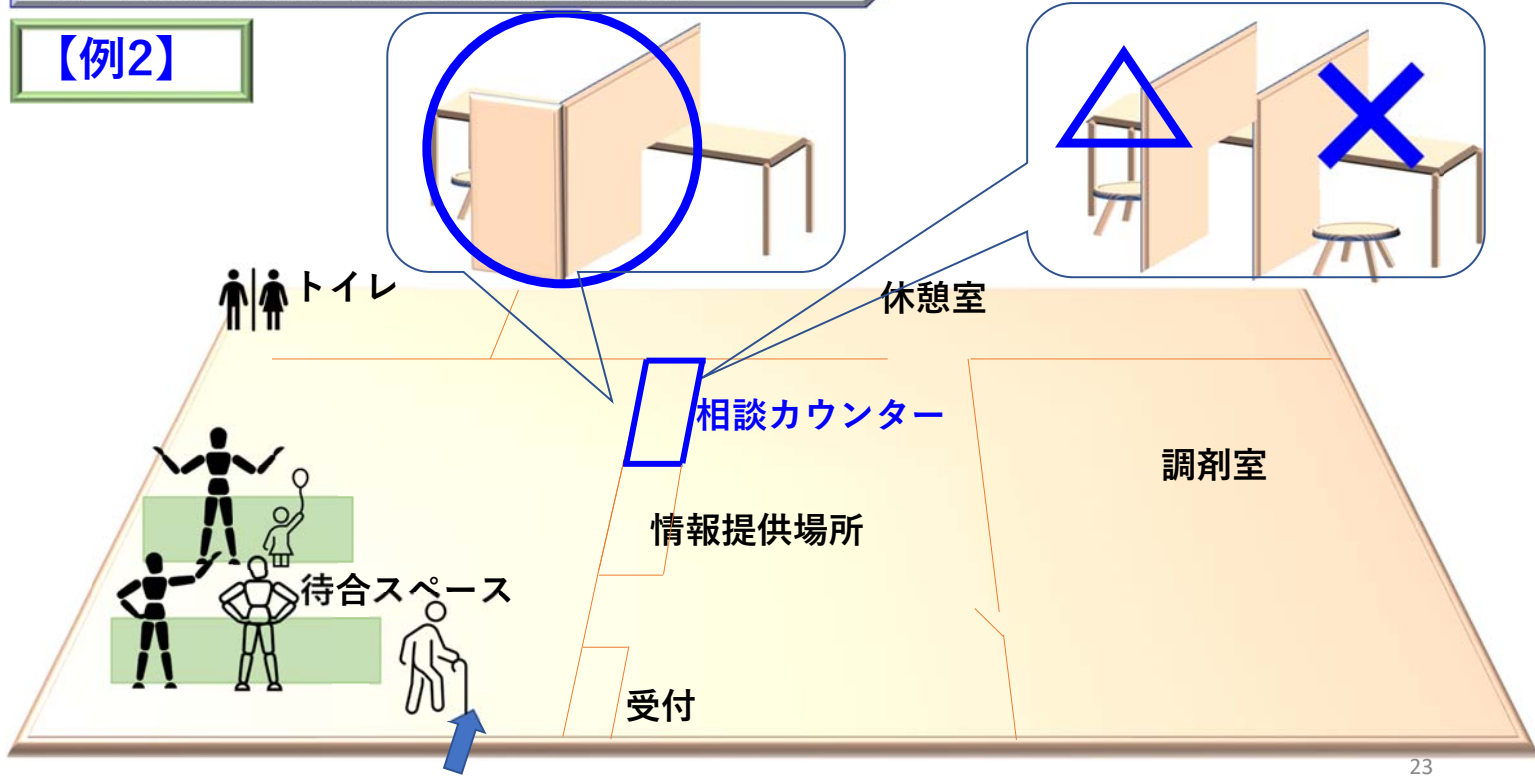
地域連携薬局 認定基準適合表「1」

プライバシーへの配慮

相談カウンターにパーティション等を備え付けること等を想定。
ただし、単にパーティションを設置すればよいというのではなく次の点に留意する必要がある。

- (ア) 相談できるスペースを十分確保してあること。
- (イ) 利用者の目線や動線に配慮した配置とすること。
(通常、従業員休憩室や医薬品倉庫等に設置することは想定されないものであること。)
- (ウ) 他の利用者の待合場所及び相談窓口から距離を離すこと。
- (エ) その他利用者のプライバシーに配慮した設備を必要に応じて有すること。

【例2】



地域連携薬局 認定基準適合表「2」

バリアフリーへの配慮

【認定基準適合表】 (抜粋)

2 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備 (第1項第2号)

※該当する項目をチェックすること

- 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置している。
- 段差のない入口を設置している。
- 車いすでも来局できる構造である。
- その他高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
具体的な構造 ()

別紙 () のとおり

該当する項目設備について、
構造がわかる図面、写真等を添付。

【審査基準及び指導基準】

高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。(規則第10条の2第1項第2号)

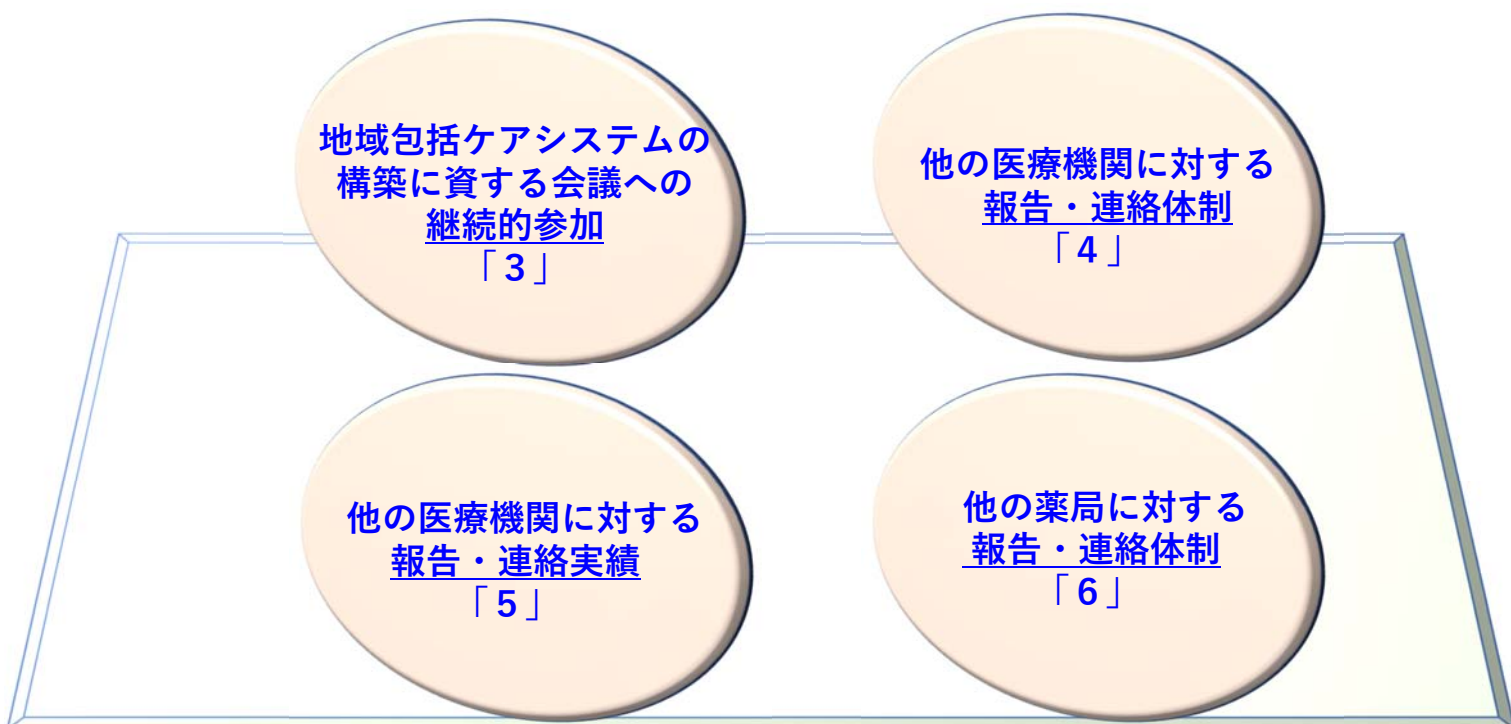
「高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造」とは、

- ア 利用者の動線や利用するエリア等を考慮した手すりが設置してあること。
- イ 入口に段差がないこと。
- ウ 車いすでも来局できる構造であること。
- エ その他高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した構造であること。



本規定は、薬局の状況に応じて、様々な対応が考えられる。

2.【医療提供施設との情報共有】



医療提供施設（医療機関、薬局等）との「顔の見える関係づくり」

地域連携薬局 認定基準適合表「3」

地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的参加

【認定基準適合表】（抜粋）

3	地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加（第2項第1号） ※過去1年間に参加した会議をチェックすること <input type="checkbox"/> 市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議 （主催者：_____） <input type="checkbox"/> 介護支援専門員が主催するサービス担当者会議 <input type="checkbox"/> 退院時カンファレンス （医療機関の名称：_____） <input type="checkbox"/> その他の会議 （具体的な会議の名称：_____）
---	---

過去1年間に参加した地域包括ケアシステムの構築に資する会議にチェックした上で必要事項を記載。

【審査基準及び指導基準】

認定申請又は認定更新申請の前月までの過去1年間であること。

薬局開設者が、過去1年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、[介護保険法第115条の4第1項に規定する会議その他の地域包括ケアシステムの構築に資する会議](#)に継続的に参加させていること。
 （規則第10条の2第2項第1号）

「地域包括ケアシステムの構築に資する会議」とは、

- (ア) 介護保険法第115条の4第1項で規定され、市町村又は地域包括支援センターが主催する[地域ケア会議](#)。
- (イ) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第9号で規定され、介護支援専門員が主催する[サービス担当者会議](#)。
- (ウ) 地域の多職種が参加する[退院時カンファレンス](#)。 等

地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加が関係機関から案内されるよう、薬局の対応について、[他の医療提供施設や関係機関への周知等を行うこと](#)。

地域連携薬局 認定基準適合表「4」

他の医療機関に対する
報告・連絡体制

【認定基準適合表】 (抜粋)

4	地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制 (第2項第2号)	主な医療機関の名称及び所在地を記載。
	主な連携先の医療機関 名称①: _____	医療機関は可能な限り複数記載。
	所在地①: _____	医療機関の敷地内に開設している薬局においては、当該医療機関以外の医療機関も記載。
	名称②: _____	
所在地②: _____		

【審査基準及び指導基準】

薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について **地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制**を備えていること。(規則第10条の2第2項第2号)

「地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制」とは、以下に掲げるような体制のことであり、これを構築し、現に実施している必要がある。

(なお、当該事項に対して、**利用者が十分理解できるように、掲示等で周知し、地域における他の医療提供施設に対しては、広く周知すること。**)

- (ア) ハイリスク薬等を服用する**外来の利用者**が当該薬局に来局した際に、利用者から服薬状況や副作用の発生の有無などの服薬情報を入手し、医療機関に勤務する医師、薬剤師等に提供すること。
- (イ) **入院時には**、医療機関において適切な薬学的管理を行うため、当該薬局が有する利用者の入院前の服薬情報等を、医療機関に勤務する医師、薬剤師等に提供すること。
- (ウ) **退院時には**、退院後に当該薬局が適切な薬学的管理を行うため、退院時カンファレンスに参加し、医療機関に勤務する医師、薬剤師等から入院時の服薬情報や退院後の療養上の留意点等について必要な指示・情報提供等を受けること。
- (エ) **在宅医療を行う際には**、主治医の指示等に基づいて当該薬局が居宅等において適切に薬学的管理を行うため、在宅における服薬状況等を適切に把握し、利用者の薬物療法等に必要となる薬剤や医療材料等の情報とともに、医療機関に勤務する医師、薬剤師等に提供すること。

27

地域連携薬局 認定基準適合表「5」

他の医療機関に対する
報告・連絡実績

【認定基準適合表】 (抜粋)

5	上記の報告及び連絡した実績 (第2項第3号)	過去1年間の実績として 報告及び連絡した回数 を記載。
	年間 () 回 (月平均 () 回) うち、入院時 () 回、外来受診時 () 回、 退院時 () 回、在宅訪問時 () 回	別紙 () のとおり 報告及び連絡した際の資料 (情報提供文書等) の写しを 1回分添付 。
		個人情報に該当する箇所は マスキング 。

【審査基準及び指導基準】

認定申請又は認定更新申請の前月までの過去1年間であること。

薬局開設者が、**過去1年間**において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して**月平均30回以上報告及び連絡させた実績**があること。(規則第10条の2第2項第3号)

月平均30回以上報告及び連絡させた実績とは？

28

【審査基準及び指導基準】

「報告及び連絡させた実績」とは、

- (ア) 利用者の入院に当たって情報共有を行った実績。
- (イ) 医療機関からの退院に当たって情報共有を行った実績。
- (ウ) 外来の利用者に関して医療機関と情報共有を行った実績。
- (エ) 居宅等を訪問して情報提供や指導を行い、その報告書を医療機関へ提出して情報共有を行った実績。

- (ア) 医療機関から行われる利用者の検査値等のみの情報提供。
- (イ) 利用者の情報を含まない医療機関及び薬局の施設等に係る情報提供。
- (ウ) 服用中の薬剤に係るお薬手帳への記載。
- (エ) 薬剤師法第24条に基づく疑義照会。

上に掲げるいずれかのみを行うのではなく、満遍なく実施することが望ましい。

調剤報酬の算定の有無にかかわらず、当該薬局の薬剤師が、服薬指導等から得られた情報を基に、処方した医師にとって薬剤の適正使用に必要な情報をとりまとめ、医療機関に勤務する薬剤師等に文書（地域情報連携ネットワーク等を含む。）を用いて提供する等、当該薬剤師の主体的な情報収集等により、報告及び連絡したものであること。

報告及び連絡に用いる文書の様式については、地域の医師会、薬剤師会等とあらかじめ協議されたものを用いることが望ましく、その記録は保管しておくこと。

【認定基準適合表】（抜粋）

6	他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制（第2項第4号）	別紙（ ）のとおり
	利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し（該当部分）を添付	

他の薬局に対して利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し（該当部分がわかるように印をつけたもの）を添付。

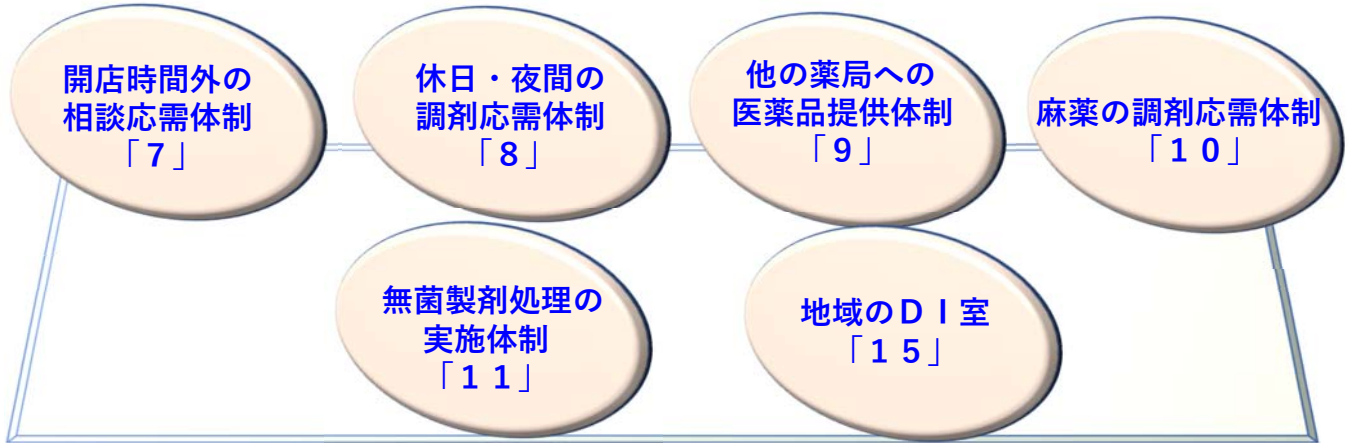
【審査基準及び指導基準】

薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について 地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。（規則第10条の2第2項第4号）

「地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制」とは、

地域における他の薬局の求めに応じて、利用者の薬剤等（要指導医薬品及び一般用医薬品を含む。）の服用歴、残薬などの服薬状況、副作用の発生状況等に関する情報を報告及び連絡できる体制のことであり、あらかじめ手順書等を作成し、明らかにしておくこと。

3. 【業務を行う体制】



地域でいつでも相談・調剤できる体制への参加 (薬局間の連携など)



一定の資質を持つ薬剤師が連携体制や患者に継続して関わるための体制

地域連携薬局 認定基準適合表「7」

開店時間外の相談応需体制

【認定基準適合表】 (抜粋)

7	開店時間外の相談に対応する体制 (第3項第1号)																
	<table border="1"> <tr> <td>開店時間</td> <td>平日</td> <td>:</td> <td>~</td> <td>:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土曜</td> <td>:</td> <td>~</td> <td>:</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日祝日</td> <td>:</td> <td>~</td> <td>:</td> </tr> </table>	開店時間	平日	:	~	:		土曜	:	~	:		日祝日	:	~	:	「開店時間」は薬局開設許可申請時等における情報を記載。
開店時間	平日	:	~	:													
	土曜	:	~	:													
	日祝日	:	~	:													
	相談できる連絡先や注意事項等の周知方法 ※該当する項目をチェックすること <input type="checkbox"/> 文書により交付 <input type="checkbox"/> 薬袋に記入	別紙 () のとおり 「相談できる連絡先や注意事項等の周知方法」については、薬局で用いている利用者等に交付する文書、連絡先等が記載された薬袋等の例を添付。															

【審査基準及び指導基準】

開店時間外であっても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。
(規則第10条の2第3項第1号)

利用者又はその家族等に対して、開店時間外であっても、当該薬局の薬剤師に直接相談等ができることを事前に説明するとともに、当該薬局の薬剤師に直接相談できる連絡先や注意事項等を記した薬袋又は文書を交付すること。

当該薬局に利用者のかかりつけの薬剤師がいる場合には、かかりつけの薬剤師 (かかりつけの薬剤師が対応できない時間帯である場合は、薬局において当該かかりつけの薬剤師と適切に情報共有している薬剤師を含む。) が対応すること。

相談内容の必要な事項について、調剤録に記載すること。

地域連携薬局の開店時間 (開局時間) は、平日は1日8時間以上、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日は一定時間以上開局した上で、かつ週45時間以上開局することが望ましい。

地域連携薬局 認定基準適合表「8」

休日・夜間の
調剤応需体制

【認定基準適合表】（抜粋）

8	休日及び夜間の調剤応需体制（第3項第2号）		「自局での対応時間」は、 <u>休日及び平日における夜間の対応時間</u> を記載。
	自局での対応時間	休日 平日（夜間）	地域の調剤応需体制がわかる資料として、 <u>具体的な休日及び夜間における当番日</u> を示すもの等を添付。
	地域の調剤応需体制がわかる資料を添付		別紙（ ）のとおり
	(参考) 過去1年間の調剤の実績（ ）回		休日及び夜間に調剤対応した過去1年間の回数（実績がない場合はその旨）を記載。

【審査基準及び指導基準】

休日及び夜間であつても、調剤の求めがあつた場合には、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。（規則第10条の2第3項第2号）

「地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制」とは、次に掲げる体制のことであり、事前に利用者及び地域の他の薬局開設者に対して、自局の開店時間及び地域における休日及び夜間の調剤応需体制を周知しておくこと。

- (ア) 当該薬局が参加する地域の輪番制により対応する体制。
- (イ) 当該薬局に勤務する薬剤師を派遣している休日・夜間診療所等により対応する体制。
- (ウ) 当該薬局が24時間対応する体制。
- (エ) その他利用者の調剤応需に対して迅速に対応できる体制。

33

地域連携薬局 認定基準適合表「9」

他の薬局への
医薬品提供体制

【認定基準適合表】（抜粋）

9	在庫として保管する医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制（第3項第3号）		他の薬局開設者の薬局からの求めに応じて医薬品を提供する場合の <u>手順を示した手順書等の該当箇所の写し（該当部分）</u> を添付。
	医薬品を提供する場合の手順を示した手順書等の該当箇所の写し（該当部分）を添付	別紙（ ）のとおり	過去1年間に他の薬局開設者の薬局からの求めに応じて医薬品を <u>提供した回数（実績がない場合はその旨）</u> を記載。
	(参考) 過去1年間の医薬品提供の実績（ ）回		

【審査基準及び指導基準】

在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。（規則第10条の2第3項第3号）

地域において広く処方せんを応需し、利用者に医薬品を迅速に供給できるよう、他の薬局開設者の薬局からの求めに応じて在庫として保管する医薬品を提供する手順書等を作成し、体制を整えておくこと。

当該薬局で在庫として保管する医薬品の情報を近隣薬局に提供する等周知を行うことが望ましい。

34

地域連携薬局 認定基準適合表「10」

麻薬の
調剤応需体制

【認定基準適合表】（抜粋）

10	麻薬の調剤応需体制（第3項第4号） ※該当する項目をチェックすること <input type="checkbox"/> 麻薬小売業者の免許証の番号（ ） <input type="checkbox"/> 免許証原本の提示 (参考) 過去1年間の調剤の実績（ ）回	麻薬小売業者の免許証の番号を記載。
		過去1年間に麻薬を調剤した回数 (麻薬処方箋の応需枚数。実績がない場合はその旨。)を記載。

【審査基準及び指導基準】

薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法第2条第1号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第3条第1項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあった場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。
(規則第10条の2第3項第4号)

様々な種類の麻薬の調剤に対応できるよう、在庫として保管する麻薬の種類等については、当該薬局の調剤の状況等に応じて適切に判断すること。

麻薬の調剤の求めがあった場合に、薬局の事情等により当該麻薬の調剤を断ることは認められないものであり、速やかに必要な麻薬を入手できる体制を構築しておくこと。

35

地域連携薬局 認定基準適合表「11」

無菌製剤処理の
実施体制

【認定基準適合表】（抜粋）

11	無菌製剤処理を実施できる体制（第3項第5号） ※該当する項目をチェックすること <input type="checkbox"/> 自局で対応 <input type="checkbox"/> 共同利用による対応 <input type="checkbox"/> 他の薬局を紹介 薬局の名称： _____ 薬局の所在地： _____ (参考) 過去1年間の実績（ ）回	「自局で対応」の場合：無菌製剤処理が実施できることがわかる図面、写真等を添付。
		「共同利用による対応」の場合：無菌調剤室を提供する薬局と自局の間で共同利用に関して必要な事項を記載した契約書等の写しを添付。
		「他の薬局を紹介」の場合：紹介する薬局の名称を記載するとともに、無菌製剤処理が必要な処方箋を受けた場合に当該薬局に無菌製剤処理に係る調剤のみ紹介する手順書等の該当部分の写し（該当部分がわかるように印をつけたもの）を添付。
		過去1年間の無菌製剤処理による調剤回数（無菌製剤処理が必要な薬剤を含む処方箋枚数。実績がない場合はその旨。）を記載すること。 「他の薬局を紹介」の場合は、無菌製剤処理に係る調剤に限り他の薬局を紹介して対応した回数を指すものとする。

【審査基準及び指導基準】

無菌製剤処理を実施できる体制（第11条の8第1項ただし書の規定により他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。）を備えていること。（規則第10条の2第3項第5号）

無菌製剤処理が必要な薬剤の調剤については、次のいずれかの方法により、当該薬局で責任をもって当該薬剤の調剤を確保すること。

ア ①当該薬局又は②共同利用により無菌製剤処理を実施できる体制を整えること。

イ 当該薬局又は日常生活圏域（中学校区）及び近接する日常生活圏域に、共同利用により無菌製剤処理が可能な他の薬局が存在しない場合等は、無菌製剤処理の調剤に限り、当分の間、③適切な実施薬局を紹介すること等の対応で差し支えない。

ただし、その場合、紹介する薬局をあらかじめ確保し、無菌製剤処理が必要な調剤の対応が、円滑に実施できるよう具体的な手順書等を作成しておくこと。

36

地域連携薬局 認定基準適合表「12」

医療安全対策

【認定基準適合表】（抜粋）

12	医療安全対策（第3項第6号）	医療安全対策の概要 ※該当する項目をチェック	※「医薬品に係る副作用等の報告」は、過去1年間に法第68条の10第2項に基づき副作用等を報告した場合にチェックし、参考として、 過去1年間の報告回数を記載 。
	<input type="checkbox"/> 医薬品に係る副作用等の報告	(参考) 過去1年間の報告回数 () 回	「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加」は、当該事業への参加薬局である場合にチェックし、参考として、 過去1年間のヒヤリ・ハット事例等の報告回数 （実績がない場合はその旨）を記載。
	<input type="checkbox"/> 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加	(参考) 過去1年間の報告回数 () 回	
	<input type="checkbox"/> その他の取組 具体的な医療安全対策の内容 ()		「その他の取組」は、上記以外の具体的な医療安全対策を行っている場合に、その概要を記載。

【審査基準及び指導基準】

薬局開設者が、**医療安全対策に係る事業に参加することその他の医療安全対策を講じていること**。
 （規則第10条の2第3項第6号）

「医療安全対策に係る事業に参加することその他の医療安全対策を講じていること」とは、

- ア 厚生労働省から公表している各種資料を活用していること。
- イ 法第68条の10第2項に基づく**医薬品に係る副作用等の報告の対応**をしていること。
- ウ **薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業に参加**していること。
- エ 製造販売業者による**市販直後調査に協力**していること。
- オ 医薬品リスク管理計画（RMP：Risk Management Plan）に基づく患者向け資料を活用した服薬指導等を実施していること。
- カ 医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）等を活用した服薬指導等を実施していること。
- キ その他医療安全対策に係る事業に参加することその他の医療安全対策を講じていること。

37

地域連携薬局 認定基準適合表「13」

常勤
薬剤師の配置

研修修了
薬剤師の配置

【認定基準適合表】（抜粋）

13	・継続して1年以上常勤として勤務している薬剤師の体制（第3項第7号） ・地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤として勤務している薬剤師（第3項第8号）	常勤として勤務している薬剤師数 () 人	※ 「常勤として勤務している薬剤師数」：認定申請時又は認定更新申請時における人数。
	継続して1年以上勤務している常勤薬剤師数		※ 「継続して1年以上勤務している常勤薬剤師数」：認定申請又は認定更新申請に係る薬局において1年以上継続して常勤として勤務している薬剤師数。
	研修を修了した常勤薬剤師数		※ 「研修を修了した常勤薬剤師数」：研修を修了した薬剤師数。 （健康サポート薬局に係る研修の修了者）
	第7号又は第8号に該当する薬剤師一覧		※ 「第7号又は第8号に該当する薬剤師一覧」：該当する薬剤師がの「薬剤師の氏名、免許番号、常勤の勤務期間、研修修了の有無」を記載した一覧を添付。 このうち、健康サポート薬局に係る研修の修了薬剤師は、健康サポート薬局に係る研修の修了証等の写しを添付。

【審査基準及び指導基準】

当該薬局に**常勤として勤務している薬剤師の半数以上**が、**当該薬局に継続して一年以上常勤として勤務している者**であること。（規則第10条の2第3項第7号）

当該薬局に**常勤として勤務している薬剤師の半数以上**が、**地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者**であること。（規則第10条の2第3項第8号）

38

地域連携薬局 認定基準適合表「13」

常勤
薬剤師の配置

【審査基準及び指導基準】

研修修了
薬剤師の配置

- ア 地域連携薬局での「常勤」とは、当該薬局に週当たり32時間以上勤務していることである。
- イ 勤務する薬剤師が、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づき所定労働時間が短縮されている場合は、週当たり32時間未満であっても、当分の間は、週24時間以上かつ週4日以上の勤務であれば常勤とする。
- ウ 「継続して1年以上常勤として勤務」とは、認定申請又は認定更新申請の前月までに継続して1年以上常勤として当該薬局に勤務していることである。
- エ 「継続して1年以上常勤として勤務している者」については、在籍期間中に労働基準法に基づく産前休業若しくは産後休業又は育児・介護休業法に基づく育児休業若しくは介護休業を取得した場合は、当該休業期間を除いた期間に1年以上常勤として勤務して取り扱って差し支えない。
- オ 「地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者」とは、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱」（平成28年2月12日薬生発0212第8号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）に基づき研修実施機関が実施した健康サポート薬局に係る研修を修了した者として修了証等の交付を受けた者である。

地域連携薬局 認定基準適合表「13」

常勤
薬剤師の配置

申請書提出時点での
常勤1年以上継続従事薬剤師への該当性

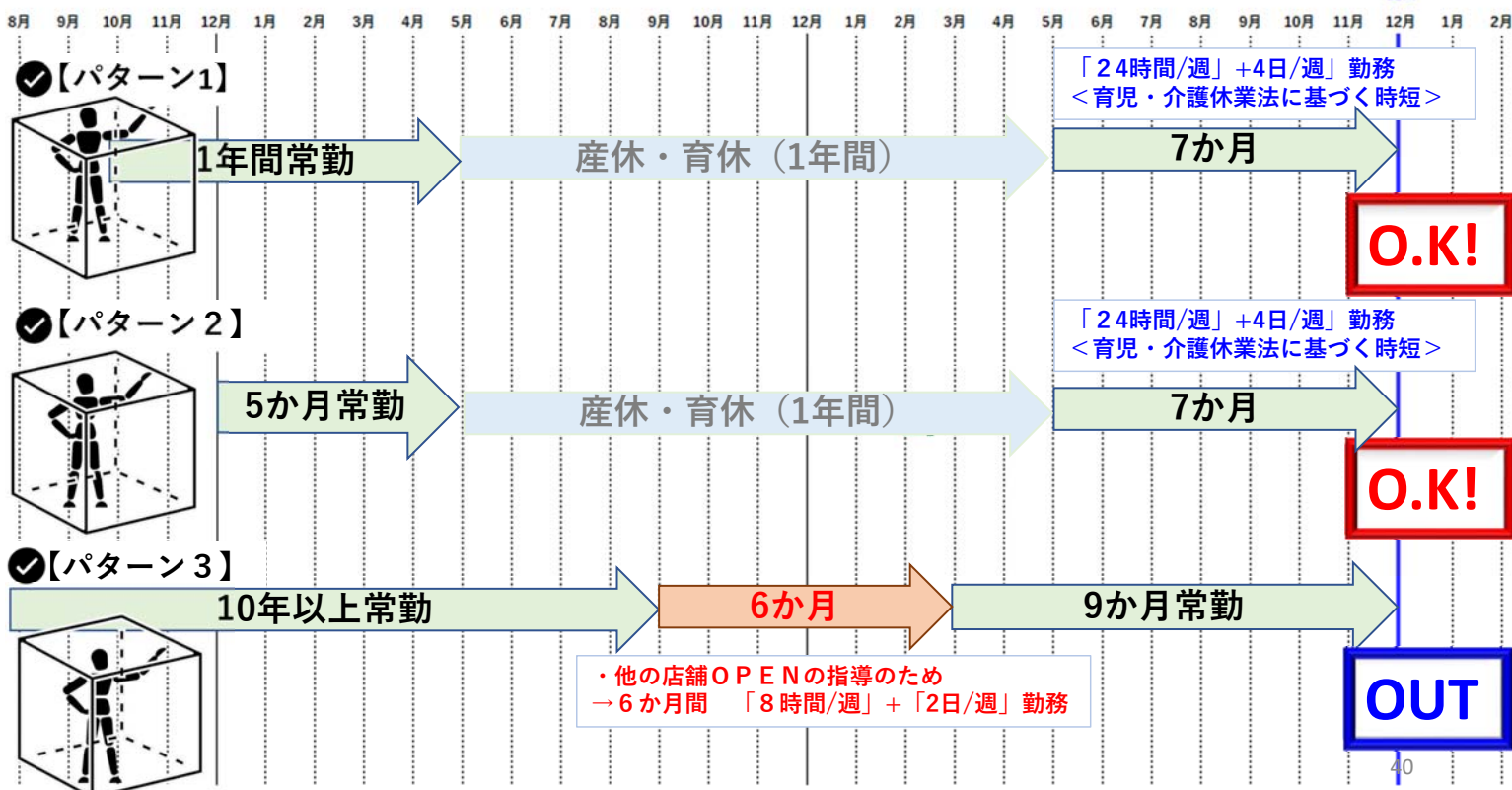
O.K!

申請書提出時点
常勤1年以上継続従事薬剤師に「該当」

OUT

申請書提出時点
常勤1年以上継続従事薬剤師に「非該当」

申請書
提出



地域連携薬局 認定基準適合表「14」

地域包括ケアシステム
に関する研修

【認定基準適合表】（抜粋）

14	地域包括ケアシステムに関する内容の研修の受講（第3項第9号）
	研修の実施計画の写しを添付 別紙（ ）のとおりに

※研修の実施計画の写しを添付。

【審査基準及び指導基準】

薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対し、1年以内ごとに、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修を計画的に受けさせていること。
（規則第10条の2第3項第9号）

ア 薬局開設者は、毎年継続的に、地域包括ケアシステムに係る内容が学習できる研修を、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対して受講させること。

イ 薬局開設者は、当該研修を受講させるために、あらかじめ実施計画を作成し、周知しておくこと。

ウ 薬局開設者は、当該研修を受講した記録（日時、参加者及び研修内容等）を保存しておくこと。

41

地域連携薬局 認定基準適合表「15」

地域のD I 室

【認定基準適合表】（抜粋）

15	地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報提供 （第3項第10号）
	情報提供先（ ） ※情報提供を行った内容の写しを1回分添付する （参考）情報提供の回数（ ）回
	「情報提供先」は、 <u>特定の医療提供施設</u> に対する情報提供であれば当該 <u>医療提供施設</u> の <u>名称</u> を、地域における <u>複数の医療提供施設</u> に対する情報提供であれば、地域の <u>範囲</u> や <u>主な医療提供施設</u> の <u>名称等</u> を記載。
	※情報提供の内容は、 <u>新薬の情報</u> や <u>同一薬効群の医薬品の有効性及び安全性の情報</u> や <u>特徴等</u> の <u>医薬品の適正使用に関する情報</u> とし、 <u>情報提供した文書等を1回分添付</u> 。

※1年間に情報提供した回数を記載。

【審査基準及び指導基準】

当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、過去1年間において、地域における他の医療提供施設（医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設）をいう。）に対し、医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。（規則第10条の2第3項第10号）

ア 「過去1年間」とは、認定申請又は認定更新申請の前月までの過去1年間であること。

イ 地域の他の医療提供施設に対して、新薬の情報、同一薬効群における医薬品の有効性及び安全性の情報や特徴、後発医薬品の品質に関する情報や製剤の工夫等の特徴等、医薬品の適正使用に関する情報を広く提供し、地域の医薬品情報室として情報提供した実績が必要である。

ウ 提供した実績は、記録を保存しておくこと。

42

4.【在宅医療への対応】



地域連携薬局 認定基準適合表「16」

在宅医療
に関する取組実績

【認定基準適合表】 (抜粋)

16	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の実績(第4項第1号) 年間()回(月平均()回) (参考)過去1年間に居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行った患者総数()人	過去1年間の実績として居宅等を訪問して指導等を行った回数を記載。
		過去1年間に居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行った患者の総数を記載。

【審査基準及び指導基準】

居宅等(薬剤師法第22条に規定する居宅等をいう。)における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導について、過去1年間において月平均2回以上実施した実績があること。(規則第10条の2第4項第1号)

- ア 「過去1年間」とは、認定申請又は認定更新申請の前月までの過去1年間であること。
- イ 実績として計上する回数は、居宅等を訪問して指導等を行った回数とすること。
- ウ 複数の利用者が入居している施設を訪問した場合は、調剤の業務並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行った人数にかかわらず1回とすること。
- エ 同一人物に対する同一日の訪問は、訪問回数にかかわらず1回とすること。

【認定基準適合表】（抜粋）

17	医療機器及び衛生材料を提供するための体制（第4項第2号）	
	※該当する項目をチェックすること	
	<input type="checkbox"/> 高度管理医療機器等の販売業の許可番号（ _____ ）	高度管理医療機器等の販売業の許可番号を記載。
	<input type="checkbox"/> 許可証原本の提示	
	（参考）提供した医療機器等（ _____ ）	過去1年間に提供した医療機器、衛生材料の例（実績がない場合はその旨）を記載。

【審査基準及び指導基準】

高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業の許可を受け、訪問診療を利用する者に対し必要な医療機器及び衛生材料を提供するための体制を備えていること。（規則第10条の2第4項第2号）

ア 在庫として保管する医療機器・衛生材料の種類等については、当該薬局の訪問診療の状況等に応じて適切に判断すること。

イ 保管したもの以外のもが必要になった場合には、速やかに必要な医療機器・衛生材料を入手できる体制を構築しておくこと。

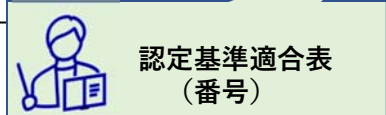
ウ 医療機器・衛生材料を提供した記録を保存しておくこと。

目次

1. 認定薬局の概要
2. 認定薬局申請手続き等について
3. 認定薬局申請書様式
4. 審査基準及び指導基準
5. 地域連携薬局の基準（認定基準適合表）
- 6. 専門医療機関連携薬局の基準（認定基準適合表）**

専門医療機関連携薬局の基準(概要)

	法律	省令
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備 1 利用者が座って服薬指導等を受ける個室等の設備の設置 2 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	利用者に専門的な薬学的知見に基づく指導を行うために、専門的な医療の提供等を行う地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制 3 専門的な医療の提供等を行う医療機関との会議への継続的な参加 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、がんに関与する利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 4 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、がんに関与する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績 (がんに係る患者の半数以上報告・連絡した実績) 5 地域の他の薬局に対し、がんに関与する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	がんに係る専門的な調剤や指導に関して、地域の他の医療提供施設と連携を行いつつ、適切に実施できる体制 6 開店時間外の相談応需体制の整備 7 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 8 地域の他の薬局へのがんに係る医薬品提供体制の整備 9 麻薬の調剤応需体制の整備 10 医療安全対策の実施 11 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 11 がんに係る専門性を有する常勤薬剤師の配置 12 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対するがんに係る専門的な研修の計画的な実施 13 地域の他の薬局に対するがんに関する研修の継続的な実施 14 地域の他の医療提供施設に対するがんに係る医薬品の適正使用に関する情報の提供実績



専門医療機関連携薬局(基準)

1. 【構造設備】



利用者が安心して相談できる環境を確保することを求めているもの。
 薬剤師がより丁寧に服薬指導等を実施することにも資するもの。

【認定基準適合表】（抜粋）

1	利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備（第2項第1号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる個室等の設備 ・ 相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備 	別紙（ ）のとおり
---	--	-----------

該当する設備について、構造がわかる図面、写真等を添付。

【審査基準及び指導基準】

やむを得ない場合には、次に示す措置を講じることにより、あらかじめ椅子等を備え付けなくてもできる。
 (ア) 必要時には、いつでも薬局内の相談窓口椅子を備え付けられるようにしておくこと。
 (イ) 利用者が座って情報の提供等を受けられる旨を見やすい場所に掲示する等の周知措置を講じること。

利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる **個室その他のプライバシーの確保に配慮した設備**を有すること。（規則第10条の3第2項第1号）

「個室その他のプライバシーの確保に配慮した設備」とは、

薬局内において、**個室の相談窓口などを想定**しているが、次の点に留意すること。

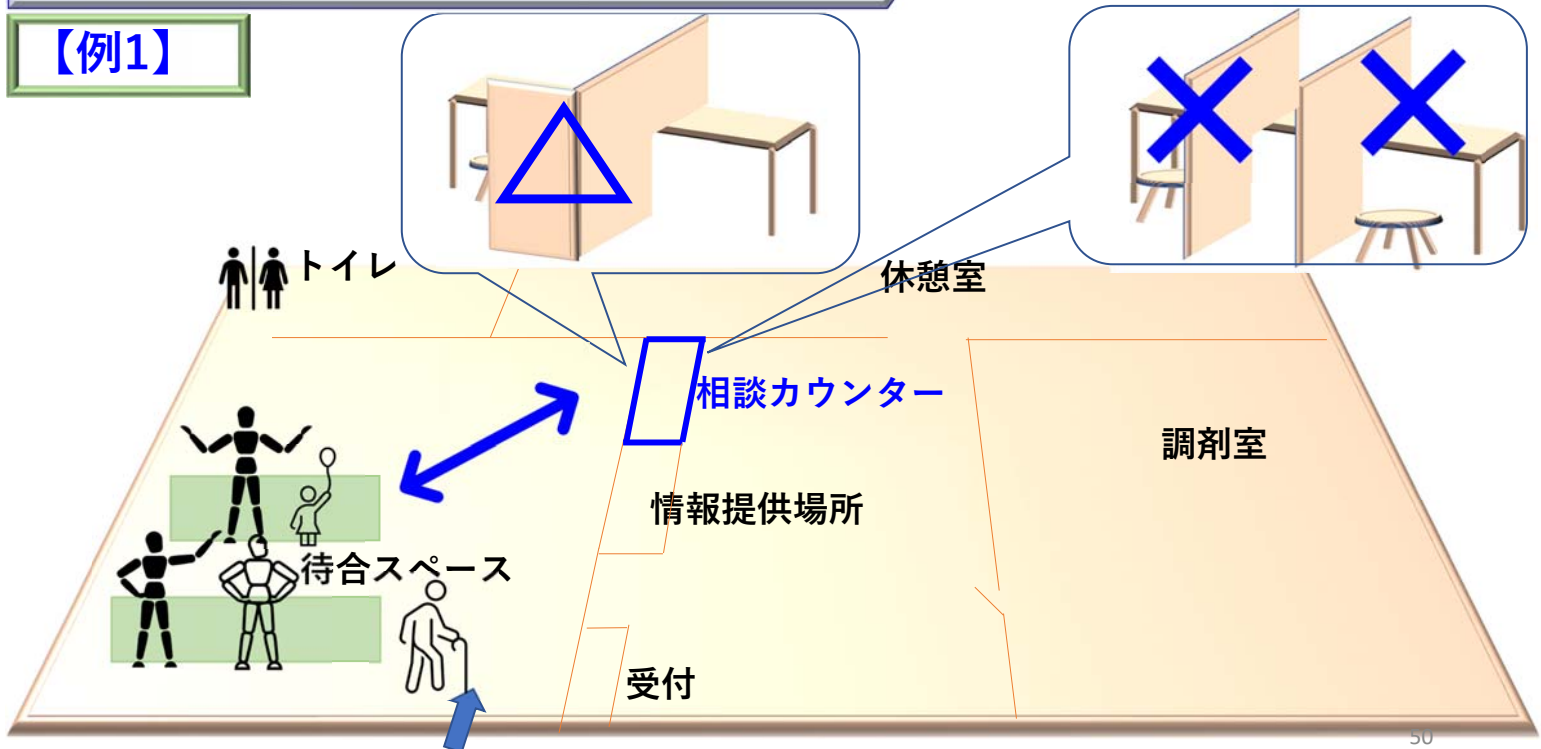
- (ア) **他の利用者から見えない又は見えにくい構造**になっていること。
- (イ) **相談できるスペースを十分確保**してあること。
- (ウ) **利用者の目線や動線に配慮した場所**とすること。
 （通常、従業員休憩室や医薬品倉庫等に設置することは想定されないものであること。）
- (エ) 他の利用者の**待合場所及び相談窓口から十分距離を離す**こと。
- (オ) その他利用者の**プライバシーに配慮した設備を必要に応じて有する**こと。

本規定は、薬局の状況に応じて、様々な対応が考えられる。

薬局内において、**個室の相談窓口などを想定**しているが、次の点に留意すること。

- (ア) **他の利用者から見えない又は見えにくい構造**になっていること。
- (イ) **相談できるスペースを十分確保**してあること。
- (ウ) **利用者の目線や動線に配慮した場所**とすること。
 （通常、従業員休憩室や医薬品倉庫等に設置することは想定されないものであること。）
- (エ) 他の利用者の**待合場所及び相談窓口から十分距離を離す**こと。
- (オ) その他利用者の**プライバシーに配慮した設備を必要に応じて有する**こと。

【例1】



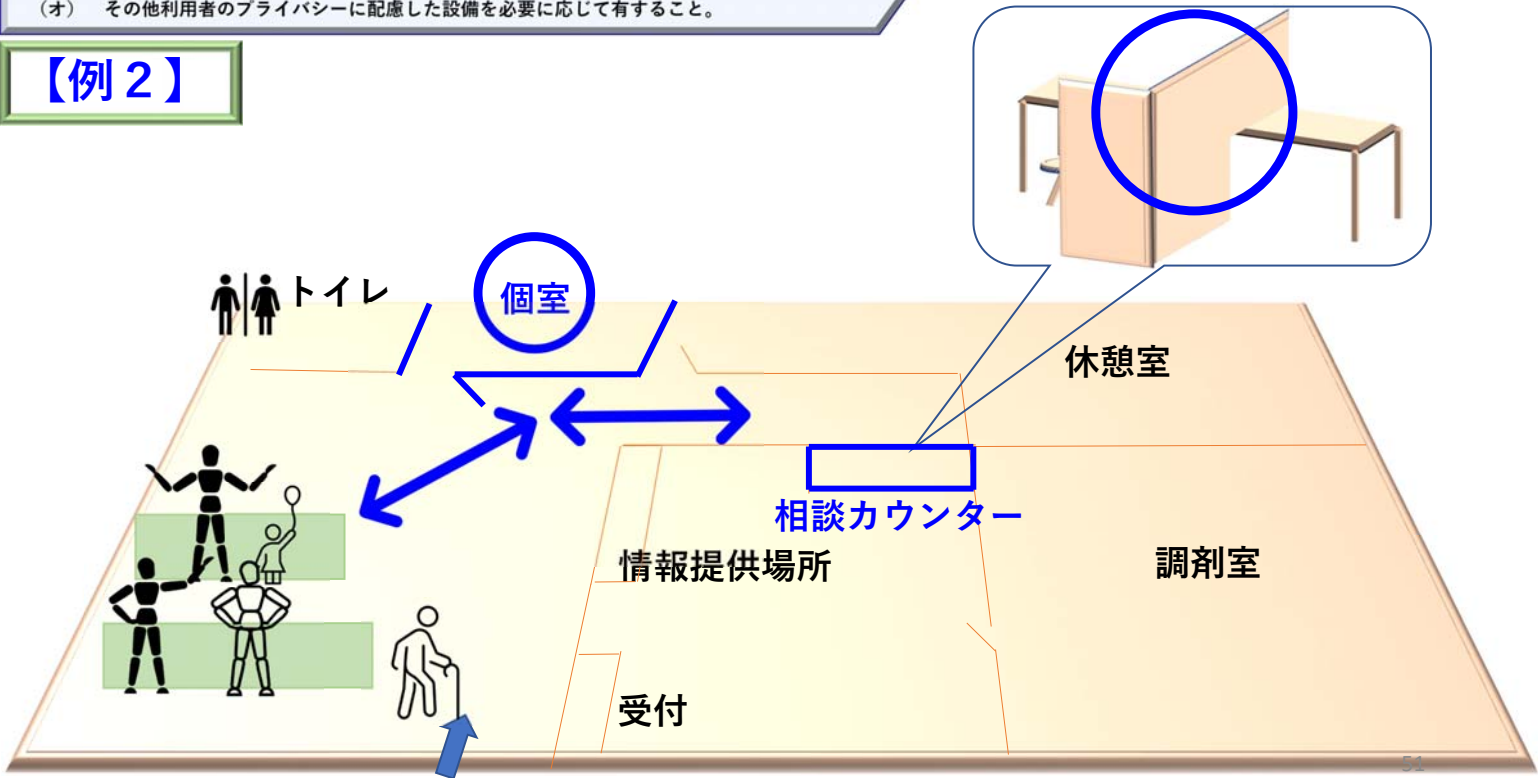
専門医療機関連携薬局 認定基準適合表「1」

プライバシーへの配慮

薬局内において、個室の相談窓口などを想定しているが、次の点に留意すること。

- (ア) 他の利用者から見えない又は見えにくい構造になっていること。
- (イ) 相談できるスペースを十分確保してあること。
- (ウ) 利用者の目線や動線に配慮した場所とすること。
(通常、従業員休憩室や医薬品倉庫等に設置することは想定されないものであること。)
- (エ) 他の利用者の待合場所及び相談窓口から十分距離を離すこと。
- (オ) その他利用者のプライバシーに配慮した設備を必要に応じて有すること。

【例2】



専門医療機関連携薬局 認定基準適合表「2」

バリアフリーへの配慮

【認定基準適合表】 (抜粋)

2	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備 (第2項第2号)	別紙 () のとおり
	<p>※該当する項目をチェックすること</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置している。 <input type="checkbox"/> 段差のない入口を設置している。 <input type="checkbox"/> 車いすでも来局できる構造である。 <input type="checkbox"/> その他高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造 具体的な構造 () 	<p>該当する項目設備について、 構造がわかる図面、写真等を添付。</p>

【審査基準及び指導基準】

地域連携薬局と同様の考え

高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。(施行規則第10条の3第2項第2号)

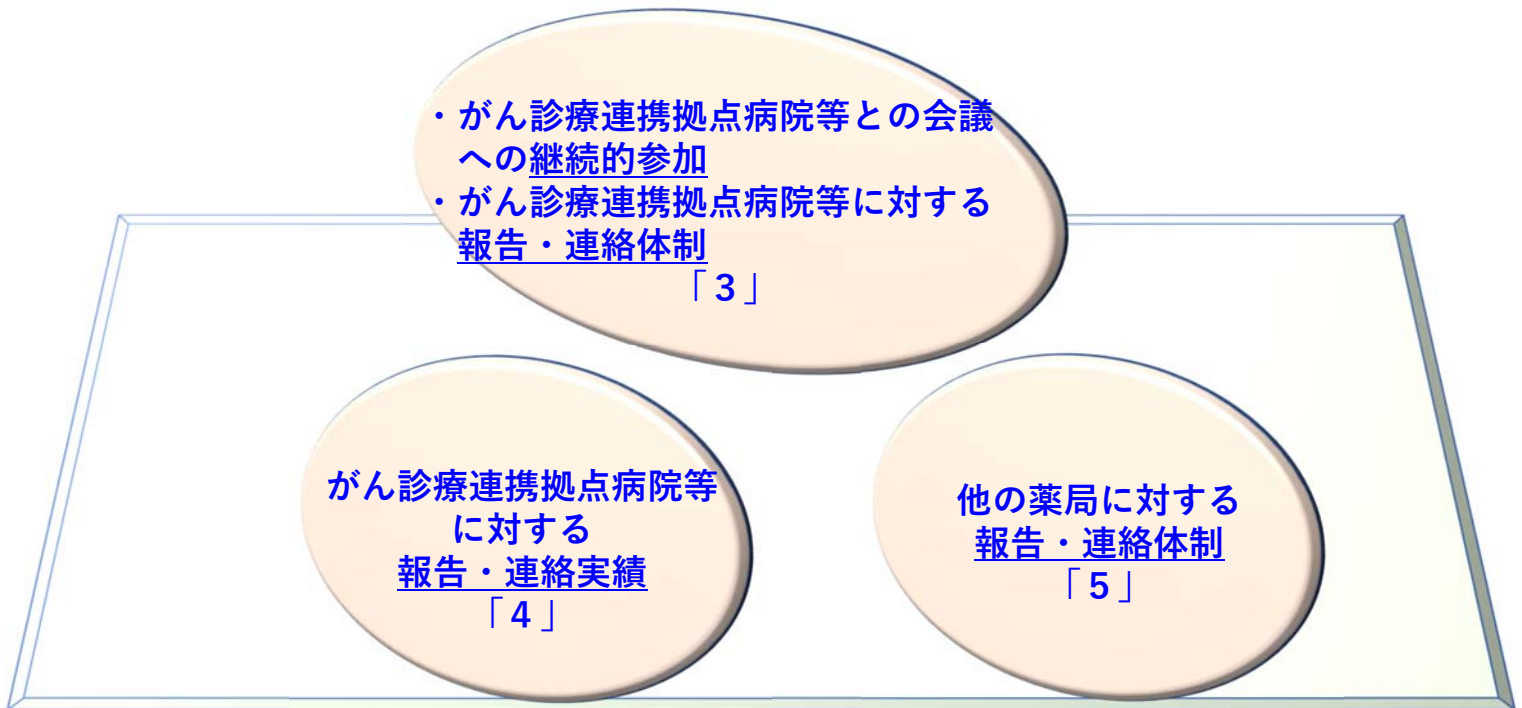
「高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造」とは、

- ア 利用者の動線や利用するエリア等を考慮した手すりが設置してあること。
- イ 入口に段差がないこと。
- ウ 車いすでも来局できる構造であること。
- エ その他高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した構造であること。



本規定は、薬局の状況に応じて、様々な対応が考えられる。

2. 【医療提供施設との情報共有】



※医療提供施設（医療機関、薬局等）との「顔の見える関係づくり」

専門医療機関連携薬局 認定基準適合表「3」

【認定基準適合表】（抜粋）

- 3 ・がん治療に係る医療機関との間で開催される会議への参加（第3項第1号）
・前号の医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制（第3項第2号）

主な連携先の医療機関

名称①： _____

所在地①： _____

名称②： _____

所在地②： _____

会議の名称： _____

「主な連携先の医療機関」は、利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について随時報告及び連絡しているがんに係る専門的な医療機関の名称及び所在地を記載。

医療機関は可能な限り複数記載すること。
医療機関の敷地内に開設している薬局においては、当該医療機関以外の医療機関も記載。

「会議の名称」は、過去1年間に参加した連携先の医療機関が開催した会議の名称を記載。

- ・がん診療連携拠点病院等との会議への継続的参加
- ・がん診療連携拠点病院等に対する報告・連絡体制

【審査基準及び指導基準】

薬局開設者が、過去1年間において、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師を、利用者の治療方針を共有するために第1項に規定する傷病の区分（がん）に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関との間で開催される会議に継続的に参加させていること。

（規則第10条の3第3項第1号）

薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する第1項に規定する傷病の区分（がん）に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について前号の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。（規則第10条の3第3項第2号）

専門医療機関連携薬局 認定基準適合表「3」

- ・がん診療連携拠点病院等との会議への継続的参加
- ・がん診療連携拠点病院等に対する報告・連絡体制

【審査基準及び指導基準】

- ア 「過去1年間」とは、認定申請又は認定更新申請の前月までの過去1年間であること。
- イ 「傷病の区分に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関」とは、厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等及び都道府県が専門的ながん医療を提供するものとして認めた医療機関（以下、「がん治療に係る医療機関」という。）である。

佐賀県内の
 都道府県がん診療連携拠点病院：佐賀大学医学部附属病院
 地域がん診療連携拠点病院：地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
唐津赤十字病院
独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター 等

（令和3年5月時点）

- ウ 「前号の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して随時報告及び連絡することができる体制」とは、以下に掲げるような体制のことであり、これを構築し、現に実施している必要がある。
- (ア) がん治療を行った医療機関における患者の治療方針（レジメン等）を理解し、当該患者の服薬情報を把握するとともに、副作用等の必要な情報を入手し、がん治療に係る医療機関の医師、薬剤師等に提供すること。
- (イ) 外来化学療法で治療を受けているがん患者が在宅医療に移行する際には、主治医の指示等に基づいて居宅等を訪問する薬局の薬剤師が適切に薬学的管理を行うため、専門医療機関連携薬局ががん治療に係る医療機関の治療方針や服薬情報を当該薬局に提供すること。
- エ ウに掲げる対応が実施できることを、利用者が十分理解できるよう、掲示等で周知すること。
- オ ウに掲げる対応が実施できることを、地域における他の医療提供施設に対して、広く周知すること。

専門医療機関連携薬局 認定基準適合表「4」

- がん診療連携拠点病院等に対する報告・連絡実績

【認定基準適合表】（抜粋）

4	上記の報告及び連絡した実績（第3項第3号）	過去1年間の実績として <u>該当する人数を記載</u> 。
	過去1年間のがん患者総数（ ）人	別紙（ ）のとおり
	うち、がん治療に係る医療機関に勤務する薬剤師等に報告及び連絡した患者数（ ）人	<u>がん患者は、抗がん剤や支持療法に必要な薬剤を用いてがん治療を受けている者を指すものであり、がん治療に係る医療機関と連携を行う中で、対象となる者を判断すること。</u>
	（参考）報告及び連絡した情報提供回数 年間（ ）回	報告及び連絡した際の資料（情報提供文書等）の写しを <u>1回分添付</u> 。個人情報に該当する箇所は <u>マスキング</u> 。
	がん患者に係る情報を <u>報告及び連絡した回数</u> を記載。	

【審査基準及び指導基準】

薬局開設者が、過去1年間において、当該薬局において薬事に関する 実務に従事する薬剤師に当該薬局を利用する第1項に規定する傷病の区分（がん）に該当する者のうち半数以上の者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について第1号の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して報告及び連絡させた実績があること。（規則第10条の3第3項第3号）

【審査基準及び指導基準】

- ア 「過去1年間」とは、認定申請又は認定更新申請の前月までの過去1年間であること。
- イ 「当該薬局を利用する第1項に規定する傷病の区分に該当する者」とは、抗がん剤や支持療法に必要な薬剤を用いてがん治療を受けている者を指すものであり、がん治療に係る医療機関と連携を行う中で、対象となる者である。
- ウ 「報告及び連絡させた実績」とは、当該薬局の薬剤師が、がん治療に係る医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対して、当該薬局で処方箋を応需しているがん患者数のうち半数以上のがん患者について情報の報告及び連絡をしたものであること。

なお、次に掲げる実績は含まれない。

- (ア) 医療機関から行われる利用者の検査値等のみの情報提供。
- (イ) 利用者の情報を含まない医療機関及び薬局の施設等に係る情報提供。
- (ウ) 服用中の薬剤に係るお薬手帳への記載。
- (エ) 薬剤師法第24条に基づく疑義照会。

- エ 「報告及び連絡させた実績」とは、調剤報酬の算定の有無にかかわらず、当該薬局の薬剤師が、服薬指導等から得られた情報を基に、処方した医師にとって薬剤の適正使用に必要な情報をとりまとめ、医療機関に勤務する薬剤師等に文書（地域情報連携ネットワーク等を含む。）を用いて提供する等、当該薬剤師の主體的な情報収集等により、報告及び連絡したものであること。
- オ 報告及び連絡に用いる文書の様式については、地域の医師会、薬剤師会等とあらかじめ協議されたものを用いることが望ましく、その記録は保管しておくこと。

【認定基準適合表】（抜粋）

5	他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制（第3項第4号）
	利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し（該当部分）を添付

他の薬局に対して利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し（該当部分がわかるように印をつけたもの）を添付。

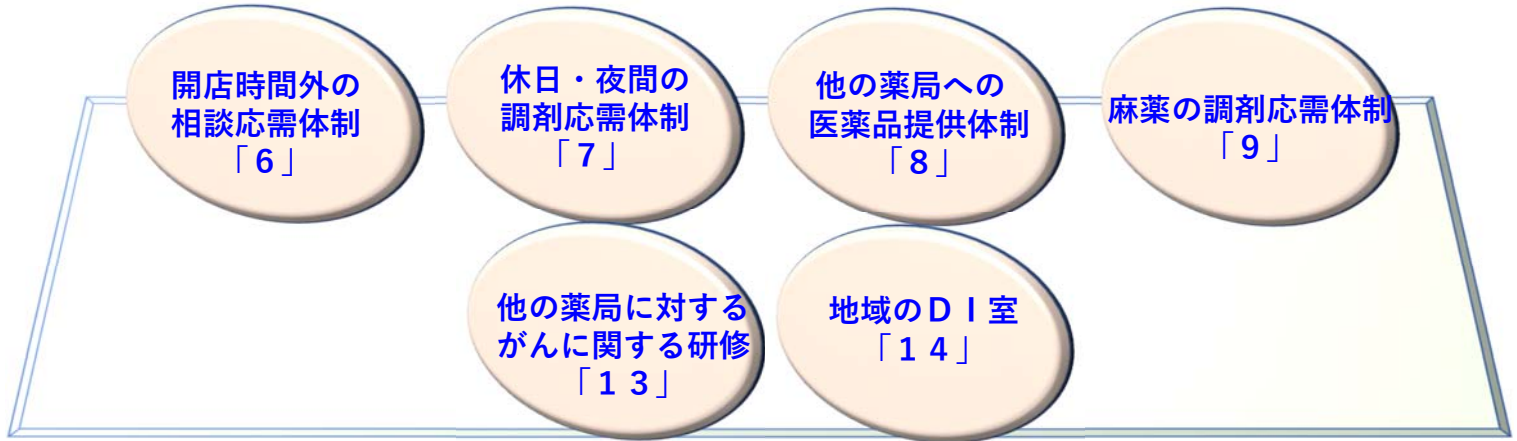
【審査基準及び指導基準】

薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が当該薬局を利用する第1項に規定する傷病の区分（がん）に該当する者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について 地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。（規則第10条の3第3項第4号）

「地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制」とは、

地域における他の薬局の求めに応じて、利用者の薬剤等の薬剤服用歴、残薬などの服薬状況、副作用の発生状況等の使用に関する情報を報告及び連絡できる体制のことであり、あらかじめ手順書等を作成し、明らかにしておくこと。

3.【業務を行う体制】



地域でいつでも相談・調剤できる体制への参加 (薬局間の連携など)



一定の資質を持つ薬剤師が連携体制や患者に継続して関わるための体制

専門医療機関連携薬局 認定基準適合表「6」

開店時間外の
相談応需体制

【認定基準適合表】 (抜粋)

6	開店時間外の相談に対応する体制 (第4項第1号)	
	開店時間 平日 : ~ : 土曜 : ~ : 日祝日 : ~ :	「開店時間」は薬局開設許可申請時等における情報を記載。
	相談できる連絡先や注意事項等の周知方法 ※該当する項目をチェックすること <input type="checkbox"/> 文書により交付 <input type="checkbox"/> 薬袋に記入	別紙 () のとおり 「相談できる連絡先や注意事項等の周知方法」については、 薬局で用いている利用者等に交付する文書、連絡先等が記載された 薬袋等の例を添付。

【審査基準及び指導基準】

地域連携薬局と同様の考え

開店時間外であっても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。
(規則第10条の3第4項第1号)

利用者又はその家族等に対して、開店時間外であっても、当該薬局の薬剤師に直接相談等ができることを事前に説明するとともに、当該薬局の薬剤師に直接相談できる連絡先や注意事項等を記した薬袋又は文書を交付すること。

当該薬局に利用者のかかりつけの薬剤師がいる場合には、かかりつけの薬剤師 (かかりつけの薬剤師が対応できない時間帯である場合は、薬局において当該かかりつけの薬剤師と適切に情報共有している薬剤師を含む。) が対応すること。

相談内容の必要な事項について、調剤録に記載すること。

地域連携薬局の開店時間 (開局時間) は、平日は1日8時間以上、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日は一定時間以上開局した上で、かつ週45時間以上開局することが望ましい。

専門医療機関連携薬局 認定基準適合表「7」

休日・夜間の調剤応需体制

【認定基準適合表】（抜粋）

7	休日及び夜間の調剤応需体制（第4項第2号）		「自局での対応時間」は、 <u>休日及び平日における夜間の対応時間</u> を記載。
	自局での対応時間	休日 平日（休日）	地域の調剤応需体制がわかる資料として、 <u>具体的な休日及び夜間における当番日を示すもの等を添付。</u>
	地域の調剤応需体制がわかる資料を添付		別紙（ ）のとおりに記載。
	(参考) 過去1年間の調剤の実績（ ）回		休日及び夜間に調剤対応した過去1年間の回数（実績がない場合はその旨）を記載。

【審査基準及び指導基準】

地域連携薬局と同様の考え

休日及び夜間であっても、調剤の求めがあった場合には、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。（規則第10条の3第4項第2号）

「地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制」とは、次に掲げる体制のことであり、事前に利用者及び地域の他の薬局開設者に対して、自局の開店時間及び地域における休日及び夜間の調剤応需体制を周知しておくこと。

- (ア) 当該薬局が参加する地域の輪番制により対応する体制。
- (イ) 当該薬局に勤務する薬剤師を派遣している休日・夜間診療所等により対応する体制。
- (ウ) 当該薬局が24時間対応する体制。
- (エ) その他利用者の調剤応需に対して迅速に対応できる体制。

専門医療機関連携薬局 認定基準適合表「8」

他の薬局への医薬品提供体制

【認定基準適合表】（抜粋）

8	在庫として保管するがんに係る医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制（第4項第3号）		
	がんに係る医薬品を提供する場合の手順を示した手順書等の該当箇所の写し（該当部分）を添付	別紙（ ）のとおりに記載。	他の薬局開設者の薬局からの求めに応じて <u>がんに係る医薬品を提供する場合の</u> <u>手順を示した手順書等の該当箇所の写し（該当部分がわかるように印をつけたもの）を添付。</u>
	(参考) 過去1年間のがんに係る医薬品提供の実績（ ）回		

【審査基準及び指導基準】

在庫として保管する第一項に規定する傷病の区分（がん）に係る医薬品を、必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。（規則第10条の3第4項第3号）

ア 地域の医薬品供給体制の確保のため、他の薬局開設者の薬局からの求めに応じて抗がん剤などのがん治療に必要な医薬品（支持療法で用いられる医薬品を含む）を提供する手順書等を作成し、体制を整えておくこと。

イ 当該薬局で在庫として保管する「がん治療に必要な医薬品」の情報を近隣薬局に提供する等周知を行うことが望ましい。

専門医療機関連携薬局 認定基準適合表「9」

麻薬の
調剤応需体制

【認定基準適合表】（抜粋）

9	麻薬の調剤応需体制（第4項第4号）	
	※該当する項目をチェックすること	麻薬小売業者の免許証の番号を記載。
	<input type="checkbox"/> 麻薬小売業者の免許証の番号（ ） <input type="checkbox"/> 免許証原本の提示 （参考）過去1年間の調剤の実績（ ）回	過去1年間に麻薬を調剤した回数（麻薬処方箋の応需枚数。実績がない場合はその旨。）を記載。

【審査基準及び指導基準】

地域連携薬局と同様の考え

薬局開設者が、麻薬及び向精神薬取締法第2条第1号に規定する麻薬の調剤に応需するために同法第3条第1項の規定による麻薬小売業者の免許を受け、当該麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師に当該薬局で調剤させる体制を備えていること。（規則第10条の3第4項第4号）

- ア 様々な種類の麻薬の調剤に対応できるよう、在庫として保管する麻薬の種類等については、当該薬局の調剤の状況等に応じて適切に判断すること。
- イ 麻薬の調剤の求めがあつた場合に、薬局の事情等により当該麻薬の調剤を断ることは認められないものであり、速やかに必要な麻薬を入手できる体制を構築しておくこと。

63

専門医療機関連携薬局 認定基準適合表「10」

医療安全対策

【認定基準適合表】（抜粋）

10	医療安全対策（第4項第5号）	
	医療安全対策の概要 ※該当する項目をチェック	※「医薬品に係る副作用等の報告」は、過去1年間に法第68条の10第2項に基づき副作用等を報告した場合にチェックし、参考として、過去1年間の報告回数を記載。
	<input type="checkbox"/> 医薬品に係る副作用等の報告 （参考）過去1年間の報告回数（ ）回	「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加」は、当該事業への参加薬局である場合にチェックし、参考として、過去1年間のヒヤリ・ハット事例等の報告回数（実績がない場合はその旨）を記載。
	<input type="checkbox"/> 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加 （参考）過去1年間の報告回数（ ）回 <input type="checkbox"/> その他の取組 具体的な医療安全対策の内容（ ）	「その他の取組」は、上記以外の具体的な医療安全対策を行っている場合に、その概要を記載。

【審査基準及び指導基準】

地域連携薬局と同様の考え

医療安全対策に係る事業への参加その他の医療安全対策を講じていること。（規則第10条の3第4項第5号）

「医療安全対策に係る事業に参加することその他の医療安全対策を講じていること」とは、

- ア 厚生労働省から公表している各種資材を活用していること。
- イ 法第68条の10第2項に基づく医薬品に係る副作用等の報告の対応をしていること。
- ウ 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業に参加していること。
- エ 製造販売業者による市販直後調査に協力していること。
- オ 医薬品リスク管理計画（RMP：Risk Management Plan）に基づく患者向け資料を活用した服薬指導等を実施していること。
- カ 医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）等を活用した服薬指導等を実施していること。
- キ その他医療安全対策に係る事業に参加することその他の医療安全対策を講じていること。

64

専門医療機関連携薬局 認定基準適合表「11」

常勤
薬剤師の配置

がんに関する
専門的な研修

【認定基準適合表】 (抜粋)

11	<ul style="list-style-type: none"> 継続して1年以上常勤として勤務している薬剤師の体制 (第4項第6号) がんの専門性を有する常勤として勤務している薬剤師 (第4項第7号) 	常勤として勤務している薬剤師数 ()人
	継続して1年以上勤務している常勤薬剤師	※ 「常勤として勤務している薬剤師数」：認定申請時又は認定更新申請時における人数。
	第6号又は第7号に該当する薬剤師一覧	※ 「継続して1年以上勤務している常勤薬剤師数」：認定申請又は認定更新申請に係る薬局において1年以上継続して常勤として勤務している薬剤師数。 ※ 「第6号又は第7号に該当する薬剤師一覧」：該当する薬剤師がわかるよう、薬剤師の氏名、免許番号、常勤の勤務期間、がんに係る専門性の認定の有無を記載した一覧を添付。 ※ 専門性の認定を受けた常勤の薬剤師は、規則第10条の3第6項に規定する基準に基づき厚生労働大臣に届け出た団体から認定を受けたことを証する書類の写しを添付。

【審査基準及び指導基準】

当該薬局に常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して1年以上常勤として勤務している者であること。(規則第10条の3第4項第6号)

第6項に規定する専門性の認定を受けた常勤の薬剤師を配置していること。(規則第10条の3第4項第7号)

65

専門医療機関連携薬局 認定基準適合表「11」

常勤
薬剤師の配置

【審査基準及び指導基準】

地域連携薬局と同様の考え

- ア 専門医療機関連携薬局での「常勤」とは、当該薬局に過当たり32時間以上勤務していることである。
- イ 勤務する薬剤師が、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づき所定労働時間が短縮されている場合は、過当たり32時間未満であっても、当分の間は、週24時間以上かつ週4日以上勤務であれば常勤とする。
- ウ 「継続して1年以上常勤として勤務」とは、認定申請又は認定更新申請の前月までに継続して1年以上常勤として当該薬局に勤務していることである。
- エ 「継続して1年以上常勤として勤務している者」については、在籍期間中に労働基準法に基づく産前休業若しくは産後休業又は育児・介護休業法に基づく育児休業若しくは介護休業を取得した場合は、当該休業期間を除いた期間に1年以上常勤として勤務して取り扱って差し支えない。

66

専門医療機関連携薬局 認定基準適合表「12」

がんに関する
専門的な研修

【認定基準適合表】（抜粋）

12	がんに係る専門的な内容の研修の受講（第4項第8号）	
	研修の実施計画の写しを添付	別紙（ ）のとおり

※研修の実施計画の写しを添付。

【審査基準及び指導基準】

薬局開設者が、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対し、1年以内ごとに、第1項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を計画的に受けさせていること。（規則第10条の3第4項第8号）

- ア 薬局開設者は、毎年継続的に、がんに係る専門的な薬学的知見に基づく指導等に必要ながんに関する専門的な研修を、当該薬局において薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対して受講させること。
- イ 薬局開設者は、当該研修を受講させるために、あらかじめ実施計画を作成し、周知しておくこと。
- ウ 薬局開設者は、当該研修を受講した記録（日時、参加者及び研修内容等）を保存しておくこと。

67

専門医療機関連携薬局 認定基準適合表「13」

他の薬局に対する
がんに関する研修

【認定基準適合表】（抜粋）

13	地域の他の薬局に対するがんに係る専門的な内容の研修の実施（第4項第9号）	
	研修の実施計画の写しを添付	別紙（ ）のとおり

※研修の実施計画の写しを添付。

【審査基準及び指導基準】

当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師が、地域における他の薬局に勤務する薬剤師に対して、第1項に規定する傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を継続的に行っていること。（規則第10条の3第4項第9号）

- ア 専門医療機関連携薬局に勤務する薬剤師が、地域における他の薬局に勤務する薬剤師に対して、がんに係る専門的な薬学的知見に基づく指導等に関する研修を継続的に行うこと。

研修の実施にあたっては、必要に応じて日頃から連携しているがん治療に係る医療機関の協力も得ながら実施することとし、研修内容は、専門的な薬学的知見に基づく指導等の内容のみならず、利用者が安心して医療を受けることができるよう、コミュニケーション等も含めた指導方法等の内容も含まれる。

- イ 薬局開設者は、当該研修を実施するために、あらかじめ実施計画を作成し、周知しておくこと。
- ウ 薬局開設者は、当該研修を実施した記録（日時、参加者及び研修内容等）を保存しておくこと。

68

【認定基準適合表】 (抜粋)

14	地域の他の医療提供施設に対するがんに係る医薬品の適正使用に関する情報提供 (第4項第10号) 情報提供先 () ※情報提供を行った内容の写しを1回分添付す	「情報提供先」は、 特定の 医療提供施設に対する情報提供であれば当該 医療提供施設 の 名称 を、地域における 複数の 医療提供施設に対する情報提供であれば、地域の 範囲 や 主な医療提供施設 の 名称等 を記載。
		※情報提供の内容は、 抗がん剤 や 支持療法 で用いられる 医薬品の有効性及び安全性 の情報や 特徴等 の 医薬品の適正使用に関する情報 とし、 情報提供した文書等を1回分添付 。
		※1年間に情報提供した回数を記載。

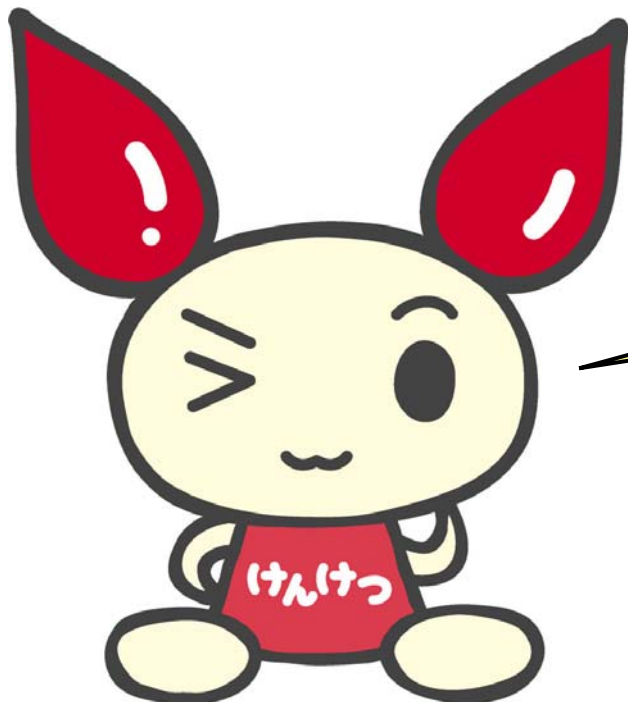
【審査基準及び指導基準】

当該薬局において薬事に関する実務に**従事する薬剤師**が、過去1年間において、地域における他の医療提供施設に対し、第1項に規定する傷病の区分ごとの**医薬品の適正使用に関する情報を提供**していること。
 (規則第10条の3第4項第10号)

- ア 「過去1年間」とは、**認定申請又は認定更新申請の前月までの過去1年間**であること。
- イ 地域の他の医療提供施設に対して、**抗がん剤**や**支持療法**で用いられる**医薬品の有効性及び安全性**の情報や**特徴**、承認審査で用いられた**臨床試験**の情報、PMDAにおける当該**医薬品の審査報告書**の情報、**医薬品リスク管理計画(RMP)**の情報など、**がん治療**で用いられる**医薬品の適正使用に関する情報を広く提供し、地域の医薬品情報室として情報提供した実績が必要**である。
- ウ 提供した実績は、**記録を保存**しておくこと。

69

ご静聴ありがとうございました



献血への御協力を
 をお願いします

問い合わせ先：佐賀県薬務課
 TEL:0952-25-7082